



鳥取県公報

平成 29 年 11 月 14 日(火)
第 8 9 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定 (710) (障がい福祉課) 2
	保安林の指定の解除 (711) (森林づくり推進課) 2
	公共測量の実施 (712) (県土総務課) 2
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (713) (会計指導課) 2

告 示

鳥取県告示第710号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成29年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人滉陽会	倉吉市上井町二丁目14-2	のぐち内科クリニック	倉吉市上井町一丁目8-5	更生医療	平成29年11月1日
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	広島市西区井口明神一丁目1-10	ウェルネス薬局淀江店	米子市淀江町西原1029-3	育成医療、更生医療、精神通院医療	”

鳥取県告示第711号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
米子市和田町字新川尻3256の2・3256の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第712号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県立公文書館長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成29年10月6日から平成30年3月20日まで
- 3 作業地域 鳥取市地内（大桝、桂見、里仁、古海、嶋、徳尾）

鳥取県告示第713号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成29年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日

577	米子信用金庫東支 店南出張所	所在地	米子市道笑町四丁 目 4 - 39	米子市富士見町一 丁目 15	平成 29 年 11 月 13 日
-----	-------------------	-----	----------------------	-------------------	----------------------